

# 平成23年度監察結果の概要

---

大臣官房監察官室  
平成24年2月

## ◆国土交通省における監察の目的

①事務の合理的な運営、②官紀の保持、③不正行為の防止、④優良な団体又は職員の推賞



所管行政の改善向上及び公正な業務執行に資する

## ◆平成23年度監察スケジュール

平成23年	4月	平成23年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)
平成23年	7月～10月	現地監察実施
平成23年	11月～12月	報告書とりまとめ
平成24年	2月	報告書公表
平成24年	6月まで	対象機関より措置状況報告

## (1) 監察事項

- ① 国家公務員倫理法周知及び職員健康管理に係る取組
- ② 公共工事における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組
- ③ 地方整備局及び地方運輸局における施策の連携に係る取組

## (2) 対象機関

- 関東、中部、中国、四国及び九州の各地方整備局(①、②及び③、九州は②)
- 北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局(①及び③)
- 国土交通大学校(①)

## ◆概要

- 国家公務員倫理法等の施行・運用状況、周知状況、国家公務員倫理法等に抵触するとと思われる行為に係る情報があった場合の対応及び職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況について監察を実施した。
- 各地方支分部局等においては、国家公務員倫理法等の周知・指導や事務処理に的確に取り組み、綱紀の保持に努めていた。（国土交通大学校においては、相談体制をインターネットに掲載していなかったため、掲載して周知するよう指示した。）

## ◆提示意見

- 近年、国家公務員倫理法等に関する不祥事案が発生した地方支分部局はもとより、各地方支分部局等においては、職場ごとに具体事例を活用したコンプライアンスミーティングを実施する等、組織の実情を踏まえた工夫をそれぞれ凝らして、国家公務員倫理法等違反行為の発生防止を徹底すること。
- 特に、コンプライアンスの意識を組織内に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃からコンプライアンス確保に真剣に取り組む姿を見せ続けることが重要であることから、各種会議・研修・講演会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行う等の意識高揚・風化防止に取り組むこと。等

## ◆概要

- 職員の心身の健康の保持増進及び安全管理に係る人事院規則10－4(職員の保健及び安全保持)、国家公務員福利厚生基本計画、国土交通省職員健康安全管理規則等に基づき、必要な健康安全管理体制の整備状況、健康管理の取組状況、及び公用車を運転する職員への交通法規の遵守の徹底等も踏まえた安全管理対策の実施状況について監察を実施した。
- 各地方支分部局等においては、職員の健康安全管理体制の整備、健康安全確保に向けた個別の取組について概ね的確に実施していたが、一部に適切さを欠く事務処理が見られた。

## ◆提示意見

- 北陸信越運輸局においては、健康管理医を速やかに設置すること。
- 国土交通大学校柏研修センターにおいては、国土交通省職員健康安全管理規則第17条に基づき定められた検査項目について、対象職員すべてが医師の健康診断を受けるよう措置すること。
- 中部地方整備局庄内川河川事務所、北陸信越運輸局及び国土交通大学校本校においては、防火、避難等の訓練を毎年度確実に実施すること。 等多数

### ◆概要

- ①発注者綱紀保持規程(同マニュアル含む)の職員への周知状況等、②官製談合防止法の周知、③退職予定職員に対する指導、④幹部職員の発注者綱紀保持に係る取組状況、⑤九州地方整備局における発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組に関する事項について監察を実施。
- 各地方整備局においては、各種会議や研修・講習、イントラネット、事務所等への巡回等を通じて職員に対して周知・指導を図る等、各項目にわたり周知・指導及び適切な運用等に努めていた。

### ◆提示意見

- 近年、発注事務に関連する不正事案が発生した地方整備局はもとより、各地方整備局においては、職場ごとに具体的事例を活用したコンプライアンス・ミーティングを実施する等、組織の実情を踏まえた工夫をそれぞれ凝らして、発注者綱紀保持の徹底を図ること。特に、発注者綱紀保持意識を組織的に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃から発注者綱紀保持に真剣に取り組む姿勢を見せることが重要であることから、各種会議・研修・講演会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行う等の意識高揚・風化防止の取組を行うこと。

### ◆概要

- 「用地取得の不正防止対策の的確な実施について」（平成23年2月15日土地・水資源局総務課長通知）（以下「総務課長通知」という。）に掲げられた、①用地取得の不正防止対策に係る取組状況、②用地取得に係る監査の実施状況、③多段階チェックの実施状況等について監察を実施し、不正事案の発生した九州地方整備局についても、監察の対象とした。
- 各地方整備局においては、総務課長通知を受けて不正防止対策の周知、徹底等の取組を進め、再発防止に努めていた。

### ◆提示意見

- 用地取得の不正防止対策の徹底を図るため、各地方整備局においては、形骸化の防止を図りつつ、総務課長通知に記載された事項を確実に実施すること。
- 九州地方整備局においては、局長通知「用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止策について」に基づく各施策について、確実に実施し、実施状況を継続的にフォローアップすること。

## ◆概要

- 国土交通省の発足から10年の区切りとして、防災・危機管理、地方計画、観光、物流、まちづくり等の分野における、地方整備局と地方運輸局の連携が求められる施策について、どのような体制により連携を進めているか、職員の連携意識向上を図る取組状況はどうか等について監察を実施した。
- 各地方支分部局等においては、多様な施策について地方整備局と地方運輸局の連携体制を構築し、又は地方整備局と地方運輸局以外の者が主体となって組織している連携体制に参画して取り組み、効果を上げていた。(港湾BCPなど)

## ◆提示意見

- 各地方整備局及び地方運輸局においては、より効果的・効率的な行政サービスが提供できるよう、一層、連携強化を図ること。
- 特に、連携強化を図る上で職員間の日頃の連携意識が重要であることから、人事・研修などによる交流促進や日常的な幹部職員による指導等を通じて一層その高揚を図ること。



## ◆推奨事例

### ○職員行動基準作成に向けた取組(関東地方整備局)

- 関東地方整備局では、職員の意識改革に向けた独自の取組として、職員が自立的、模範的な態度で自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを促すため、「職員行動基準(案)」の策定作業を進めている。
- これは、国家公務員倫理法等の遵守徹底といった「引き締め」側の対策にとどまらず、公務員としての原点に立ち帰って職員自ら考えながら自律的に職務に取り組む資質向上のための運動という意味で、高く評価できる。

## ◆推奨事例

### ○健康維持増進情報の定期的な発信（関東地方整備局及び中国地方整備局）

- 総務部から健康維持増進に関する情報を「知っておきたい健康知識」（関東地方整備局）、「健康安全ひとくちメモ」（中国地方整備局）として、それぞれ毎月1回職員に発信するとともにイントラネットに掲載していた。内容としては、それぞれ健康維持増進に関する日常生活に役立つような身近な話題（インフルエンザ・熱中症の予防、心の健康等）について、構成や掲載方法に対して工夫を凝らし、タイムリーに発信していた。
- 本取組は、単に健康維持増進に関する情報を職員に周知するだけでなく、身近な話題を題材にしてタイムリーに提供することで、個々の職員の健康管理への関心を高め、啓発につながっていくものと考えられ、健康安全教育に係る取組として高く評価できる。

◆推奨事例

健康維持増進情報の定期的な発信(中国地方整備局)

\*健康安全ひとくちメモ\*

安全係



からだのこと

タイトルをクリックして下さい\*



春

- 2011.3 「左手」で字を書いてみましょう!
- 2009.4 ストレス解消法、昼休憩のウォーキング!
- 2008.3 新年度の健康管理は、脳の活性化から～元気な脳で毎日をイキイキと～
- 2007.4 春の健康管理
- 2006.2 今年も花粉症の時期がやってきました! -上手に乗り切る方法を教えます! -
- 2005.5 単身赴任の皆さん 高血圧にご注意!!



夏

- 2010.8 ストップかゆみ! 夏のトラブル対処法
- 2010.7 熱中症に気をつけて!
- 2010.6 大きな声で歌いましょう!
- 2010.5 整理整頓で脳を元気に!
- 2009.7 冷たい飲み物より、温かい飲み物を飲みましょう!
- 2008.7 夏バテ対策は食生活と睡眠から
- 2007.8 夏の冷房の効かせすぎに要注意! 冷え性対策を!
- 2007.7 心臓発作に注意を!
- 2007.6 梅雨時のカビ対策
- 2007.5 紫外線の健康への影響とその対策
- 2006.7 夏、あなたに迫る危険-夏に起こりやすい病気と予防-

- 2011.10 「自律神経を整える」習慣を身につけよう! **NEW!**
- 2011.9 要注意! 体内時計の乱れ
- 2011.8 健診結果の判定値を見るポイント!
- 2011.6 肩こりを解消しよう
- 2010.4 健康な体は虫菌予防から
- 2010.2 「いびき」は病気? 睡眠時無呼吸症候群
- 2010.1 ご存じですか? 薬の正しい服用方法
- 2009.12 コンタクトレンズの適切なケア
- 2008.8 急激な運動にご用心!!
- 2008.4 ほうっておかないで! 聴力の低下
- 2008.3 足の健康と靴選び
- 2008.1 肥満って何?
- 2007.10 目は心の窓、目を大切に
- 2007.9 気にしてますか? お口の健康
- 2006.4 70cm離して作業をしよう! -VDT症候群の解消を目指して-



こころのこと

- 2011.1 コミュニケーションの入り口 あいさつを大切に!
- 2007.2 コミュニケーションできてますか
- 2006.12 人生のかきくけこーいつまでも胸をときめかせようー
- 2006.11 ストレスに負けない心を作ろう!!
- 2006.6 一日一笑~笑いで健康になりましょう~

## ◆推奨事例

### ○国家公務員健康週間における工夫した取組

ケーブルテレビを活用した健康維持増進等に関する講習会の実況中継等（関東地方整備局及び中国地方整備局）

- 国家公務員健康週間における取組の一つとして、本局が入居する庁舎以外の事務所等に対しても局内のケーブルテレビを活用して、メンタルヘルス講習会の実況中継等を行い、健康管理に係る取組の共有を図っており、健康維持増進に係る有効な取組を合理的かつ広域的に行う上で、有効な取組として高く評価できる。
- さらに、関東地方整備局においては、システムの違いから制約はあるものの、さいたま庁舎における上記放映について、自営のネットワークを使用して横浜庁舎の会議室でも視聴できるよう取り組むなど、両庁舎間の連携を高めるための努力を行っており、大変評価できる。

## ◆推奨事例

### ○発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組(中部地方整備局)

- 発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組の一環として、平成22年度に適正業務指導官が、管内全事務所を対象として、①執務環境の状況、②規程等の職員への周知状況、③事業者との応接状況、④秘密の保持に関する取組、⑤内部報告、不当な働きかけについて実地調査を実施。
- 実地調査において不十分な点等については現地において必要な改善、指導を行った。調査終了後は調査結果のとりまとめを行い、発注者綱紀保持委員会で調査結果、調査後の措置について報告を行った。各事務所にも「発注者綱紀保持規程や、事業者等との対応の原則、秘密の保持など職員が遵守しなければならない事項については、異動等を考慮して毎年度当初に最低1回は職員へ周知する」等の留意事項や、「事務所受付において、事業者等の来庁時に会社名や訪問先、目的等記載させ許可証を交付している」等の参考となる取組事例を通知した。こうした取組は、発注者綱紀保持の徹底を図る上で有効である。

## ◆推奨事例

### ○高齢者へ配慮した用地交渉に係る取組(九州地方整備局)

- ▶ 高齢者の特性に配慮したきめ細かな用地交渉を実施するため、九州地方整備局では、用地取得交渉を実施する場合の対応方針等について、「用地取得交渉に関する留意事項」を作成し、用地担当職員に周知することで不正を未然に防止することとしている。

#### (参考)内容の例

##### ○ 高齢者の特性

親切にされると信用し、情に訴えられると断れなくなってしまう、プライドや諦めが被害を隠し、格好の標的にされてしまうなどの特性について理解した上で、用地取得交渉に臨む必要がある。

##### ○ 用地交渉着手前の留意点

認知症高齢者に係る相談件数が近年増加しており、高齢者との契約については注意が必要である。

高齢者に契約内容を判断する能力があるかどうか、契約前に十分なコミュニケーションをとる外、用地担当課長などが用地取得交渉に同行するなどして高齢者の意思確認について調査、確認することが大切である。

##### ○ 契約締結時の留意点

高齢者の特徴に「勧められるがままに契約してしまう」ことがあるので、契約締結時には、契約書記載事項及び補償内容について、再度十分な説明を行う。

同居する家族がいない場合は、権利者の同意を得た上で、親族の同席を求める、若しくは、同意が得られない場合は、意思確認について用地担当課長等を含む複数者で行う等後々のトラブルが生じないようにする。



## ◆推奨事例

### (1) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等における取組(四国地方整備局)

#### 取組の概要

- 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議 (H17年6月設置)
  - 近い将来に発生が予想される東南海・南海地震に対し、より計画的、効果的に地震対策を推進するため、国や地方公共団体等、四国管内の27の防災関係機関が参加
  - 情報共有、広域連携、津波対策、演習・広報の4分野に関する15項目の施策について検討
- 災害時高松港活用検討関係者会議(H22年2月設置)
  - 大規模地震に備え、高松港における災害時の物流機能の維持と早期復旧に向けた港湾BCP策定について検討(上記調整会議のプロジェクトのひとつ)
- 四国東南海・南海地震対策戦略会議(H23年6月設置)
  - 東日本大震災を契機に、巨大地震に備える「四国地震防災基本戦略」を策定するため、上記連絡調整会議メンバーに学識者や経済界の方々等の参加を得て設置

#### 連携の特徴

- 防災関係機関等との連携体制を構築
  - 整備局は連絡調整会議の事務局として、運輸局とともに連携を図りつつ中心的な役割を果たしている

#### 効果

- 15項目の施策を実施
  - 大規模地震を想定した被災情報把握に関する広域合同演習や四国防災トップセミナー等を実施
- 高松港BCP
  - 平成23年2月に高松港BCP(案)をとりまとめ、同計画を運用していくため、同年9月に「高松港連絡協議会」を設置し、関係機関の個別BCPの検討支援や訓練を通じて、実効性の向上を図る
- 四国地震防災基本戦略
  - 平成23年12月に四国地震防災基本戦略がとりまとめられ、今後、緊急輸送ルート of 復旧オペレーション等を具体化する過程で両局の一層効果的な連携が期待される



災害時高松港活用検討関係者会議

## ◆推奨事例

### (2) 雪国観光圏社会資本整備連絡会議における取組(北陸信越運輸局)

#### 取組の概要

- 雪国観光圏における社会資本整備等に関する連絡会議  
雪国観光圏：新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町、群馬県みなかみ町及び長野県栄村の7市町村
- 越後湯沢地区における雪国観光圏の社会資本整備連絡会議には、関東運輸局、関東地方整備局、北陸信越運輸局、北陸地方整備局が連携して参画
- 連絡会議では、観光圏整備に関する情報の共有、現地調査の実施等を通じて、観光圏形成に資する社会資本整備を適切かつ円滑に実施

#### 連携の特徴

- 観光圏整備の理念・情報の共有による円滑な整備等
- 整備局：まちづくり交付金の活用(平成18～20年度)  
(牧之通りの整備 等)
- 運輸局：観光圏整備補助金の活用(平成21、22年度)

#### 効果

- 雪国特有の町並みの景観と魅力が復元
- 越後湯沢地区の雪国観光圏では、南魚沼市JR上越線駅前周辺の道路拡幅に伴い、家並みの統一と雪国古来の文化である雁木(がんぎ)通りの復活を図る景観整備を住民が主体となって実施(牧之(ぼくし)通りのまちづくり)
- 雪国観光圏では、圏内の各観光案内所を「雪国観光舎」というネーミングのブランドで統一し、旅行商品の開発や情報発信を行い、観光客誘致に積極的に取り組んでいる



平成22年度、  
三国街道塩沢宿「牧之通り」完成  
(平成23年度景観大賞(国土交通大臣賞)受賞)



雪国観光舎



## ◆推奨事例

### (3) 高槻市における観光まちづくりアドバイザー会議における取組(近畿運輸局)

#### 取組の概要

##### ■観光まちづくりアドバイザー会議(平成18年度設置)

- 地域の魅力を発掘し、誘客活動を促進させるため、観光素材の旅行商品化に携わっている観光会社、有識者等からなる「観光まちづくりアドバイザー会議」を、近畿運輸局が設置し、近畿地方整備局と連携して、地域における新たな企画旅行商品の開発等コンサルティングを実施
- 大阪府高槻市に対するコンサルティングにおいては、市や市観光協会の関係者と現地調査や意見交換を実施した上で現地調査報告書を作成し、同会議において議論し、「高槻市観光まちづくりへの提案」(提言)をとりまとめ、市に提案を実施

#### 連携の特徴

##### ■担当者間の連携強化

- 社会資本整備担当者と観光振興担当者との連携によりそれぞれの立場からのコンサルティングを行い、地域へ助言することにより、自治体はじめ地域の関係者の自主的な取組を支援、より効果的な観光施策を推進

#### 効果

##### ■古代史エリアとして観光まちづくりを推進

- 継体大王陵と伝わる史跡を核とした今城塚(いましろづか)古墳公園及び今城塚古代歴史館を高槻市の新たな観光まちづくりの交流拠点として位置付け、近隣のハニワ工場公園一帯を含めて古代史エリアとして観光まちづくりを推進し、観光旅客の来訪・滞在の促進を図っている。



今城塚古代歴史館



今城塚古墳公園

## ◆推奨事例

### (4) 岐阜市総合交通協議会における取組(中部地方整備局、中部運輸局)

#### 取組の概要

- 岐阜市総合交通協議会（平成20年3月設置）
  - 集約型の都市構造を目指した総合的な交通施策を推進するため、岐阜市が協議会を設置し、中部地方整備局及び中部運輸局が協議会に参画して協力
  - 協議会では、市内の総合交通体系を構築するため、
    - ①バス路線を、都心地区から放射状に広がる幹線と、幹線に接続する支線(コミュニティバスを含む)とに再編する
    - ②幹線バスの速達性・利便性の向上により、岐阜駅から10km圏を30分で到達できるようにする
    - ③幹線と支線は、円滑な乗り継ぎができるような環境の整備を行う
 等を盛り込んだ地域公共交通総合計画及び総合交通戦略を作成

#### 連携の特徴

- ハード・ソフトが一体となった交通システムの整備の支援
  - 整備局：社会資本整備総合交付金の活用 等  
(岐阜駅北口駅前広場、バス優先レーンの整備 等)
  - 運輸局：地域公共交通活性化・再生総合事業の活用 等  
(バス総合案内板の設置、バスロケーションシステムの導入、連節バス購入補助 等)

#### 効果

- 利便性の高い総合交通体系が実現
  - ・岐阜駅北口駅前広場整備  
バスターミナルをはじめとする交通結節点としての機能強化  
「杜(もり)の駅」にふさわしい緑豊かな美しい都市景観 等
  - ・幹線バスのBRT化  
連節バスの導入(岐阜駅前～岐阜大学病院間) 等



岐阜駅北口駅前広場完成  
(平成21年9月)



連節バスの運行開始  
(平成23年3月)